

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年7月3日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：16 国名：ベナン 担当：地球環境部
案件名：サベ・グラズエ・ダッサズメ市における水資源利用・給水改善計画情報収集・確認調査（地下水開発）

1 今回契約予定のコンサルタント
地下水開発 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年8月上旬から2013年10月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
地下水開発 4 30 8 1.60
（現地：1.00M/M、国内：0.60M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：7月17日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-----------------------------|----|
| ア 担当事項：地下水開発 | |
| ア 類似業務の経験 | 40 |
| イ 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| ウ 語学力 | 16 |
| エ その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語またはフランス語（語学は認定書（写）を添付してください。）
対象国/地域：ベナン/全途上国
類似業務：地下水開発に係る各種調査

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

(1) ベナン共和国（「ベ」国と称する）政府は、2015年までに安全な水へのアクセス率100%を目標に、新たに4,000か所の給水ポイント設置し、新たに100万人を裨益させることを見込んでいる（水・衛生分野におけるハイレベル会合2012年ワシントン、保健大臣発言）。しかしながら、現状においては「ベ」国の安全な水へのアクセス率は69%（UN）で、飲料水を不衛生な水に頼る住民は水因性疾患に苦しみ、水汲み労働による児童の就学困難や労働力の減少等、保健、教育、経済分野で様々な悪影響を受けている。

(2) 同国中南部に位置するコリーヌ県の人口は、県庁の統計によると81万6,000人（2013）、深井戸総数は1,303井、給水率は約52%と算定されている。都市人口約18万人（県庁、2013）のうち、給水人口は約45,000人（県庁、2013）で、都市部では浅井戸、ハンドポンプ付井戸、民間会社の販売水、水売人、雨水貯留槽など多様な給水方法がみられる。まったく井戸のない地域もあり、ウエメ川のたまり水や支流水系の河床を深く人力掘削して生活用水を得ている住民も多い。

(3) コリーヌ県では基盤岩類が地表近くまで分布するため、降雨の大半は地下に浸透せず表面流出となる。また、基盤岩類上部に風化層が未発達のため、地下水涵養が極めて少ない。これまで多額の資金が地下水開発に投資されたが、硬質塊状岩で構成されている水理地質条件から地下水大規模開発には不向きな地域とみなされている。県全体での井戸掘削成功率は50～65%、水質に関しては、硝酸、フッ素の含有量が基準値を超過している井戸がみられる。

(4) コリーヌ県のグラズエ市及びダッサズメ市では、地下水が給水施設の主要な水源となっているが、人口増加による水需要の増加等により地下水位が著しく低下しており、多くの井戸が枯渇し地域住民の生活に支障が出ている。各市の給水事情は以下(5)から(7)のとおり。

(5) サベ市（人口79,109人：「ベ」国統計・経済分析局2006年）の給水率は51.9%（水総局，Direction Generale de l'eau: DG-Eau）。2007年に作られた都市給水用の深井戸（40～82m）5井は、2008年から2009年にかけて、すべての

井戸が水位低下し揚水が困難となり放棄された。そのためベナン水公社が中国系製糖会社と契約し、同会社が所有しているイロコ貯水ダムの水800m³/日の無償譲与により、ゴベ浄水場（1,200m³/日、給水人口13,000人）を新設しサベ市内に給水する事業を2009年に竣工した。ただし本契約は2012年で満了となり、以降の継続は不透明である。表流水だけがサベ市の主な給水源となっており、雨水貯留槽を設置している住民もみられる。

(6) グラズエ市（人口105,616人：2006年）は、商工業交易の中心地として都市化が進み人口増加が顕著である。グラズエ市の給水率は他の2市に比べて低く35%（水総局）、都市給水水源はすべて地下水に頼っている。主に2000年代初期に建設された6か所の深井戸の給水施設（レベル2）により、地域住民の水因性疾患が減少し衛生環境が改善したといわれているが、現在はうち4か所で水位低下がみられ揚水時間を制限している。

(7) ダッサズメ市（人口109,692人：2006年）の給水源は地下水に限定され、給水率は51.4%（水総局）。都市給水深井戸が6か所あったが、そのうち2か所は水位低下により放棄されている。都市周辺の中規模部落には小規模管路系給水システムがあるが、近距離に複数の深井戸を掘削しているケースがみられ、井戸干渉により空井戸や短命井戸が点在している。ただし、同市には層状帯水層の分布が予想される地域があるため、物理探査を実施し試掘することで地下水開発の可能性が期待できる。

(8) ベナン政府は、上記の水需要増加への対応と給水状況を改善するため、2008年より無償資金協力による新規ダム建設及び浄水場の拡張等を繰り返し要請してきた。同計画は、ウエメ川の支流であるリフォ川に給水用貯水池ダムを建設し、新規の浄水場、配水槽、送配水管を経て、3市の都市部住民10万人（2009年「ベ」国政府要請書）への給水を目標としている。JICAは2012年11月及び2013年3月に現地踏査を行ったが、新規ダムの建設については事業費、技術面・選定されたサイトの妥当性、環境社会配慮の点から実現可能性は困難との考えに至っている。要請内容の十分な検討と代替案による3市都市部の給水状況の改善のためには、さらに詳細な調査をする必要があり、まず現地事情に即した調査の範囲、枠組みを決めることを前提に、本件情報収集・確認調査を行うこととした。本調査では、対象地域の水資源賦存状況、既存給水施設の状況、人口の水需要予測を調べた上で、「ベ」政府要請の妥当性の検証、給水改善に向けた代替案の提示及び本体調査を想定した情報収集を行う。

8 業務の範囲及び内容

本調査団はコンサルタント3名、JICA調査団員2名の合計5名で構成される。本コンサルタント団員は、他の団員と協議・調整しつつ、既存文献調査及び現地調査を通じて、担当分野の以下の項目に係る情報を収集・確認し、体系的に取りまとめる。その上で、収集した情報を基に3市の給水の課題解決に向けた代替案として、地下水開発の可能性につき検討する。

具体的担当事項は次の通りとする。

[地下水開発]

- (1) 国内準備期間（2013年8月中旬）
 - ア 関連既存資料・情報（関連報告書等）のレビュー
 - イ 担当分野に係る事前調査計画・方針案の検討
 - ウ 「ベ」国関係機関（C/P機関等）、他ドナー、住民等に対する質問票（案）（英文又は仏文）の作成
 - エ 担当分野に係る現地調査方針（案）の検討
 - オ JICAとの打合せ、現地調査方針会議等の参加及び担当分野に係る調査計画の説明
- (2) 現地派遣期間（2013年8月下旬～2013年9月中旬）
 - ア JICAベナン支所等との打合せへの参加
 - イ 「ベ」国の水供給に係る関係機関と担当分野に関する意見交換
 - ウ 3都市部及びその周辺における地下水に関する文献・既存データ（水理地質図、井戸及び湧水の位置図、井戸台帳データ、水理地質調査報告書、水量、水質、水位）の収集
 - エ 3都市部及びその周辺における地下水観測体制の把握（観測井の分布、モニタリング体制）
 - オ 3都市部及びその周辺における地下水利用の現況把握（主要な既存深井戸施設の稼働状況・取水量・水位・水質及び主要な湧水の流量・水質）
 - カ 3都市部及びその周辺における帯水層、涵養システム、地下水開発ポテンシャルの概略検討
 - キ 3都市部及びその周辺における地下水開発の可能性がある地域（本格調査における試掘候補地を含む）の水理地質踏査
 - ク 本格調査における試掘調査の必要性和仕様の検討
 - ケ 援助機関（オランダ、GIZ、AFD、世銀、ユニセフ）及び援助団体の取組みの把握
 - (ア)担当分野における活動内容、援助計画についての情報収集
 - (イ)既存案件の成功・失敗要因についての聴取
 - コ 政府関係機関についての情報収集
 - (ア)担当分野に係る国家政策、開発計画と本件との整合性の検討
 - (イ)担当分野に係る関連法規並びに鉱山・エネルギー・水省水総局、ベナン水公社、コリーヌ県水支局等関係機関の役割・機能・組織の把握
 - サ 本格調査の現地作業（物理探査、試掘、揚水試験、地下水水位観測等）を想定した委託先現地業者・コンサルタントの情報収集（能力、所有機材、業務経歴、単価）
- (3) 帰国後整理期間（2013年9月下旬～2013年10月上旬）
 - ア 帰国報告会、国内打合せへの参加、担当分野に係る結果報告
 - イ 給水改善に向けた代替案の提示
 - ウ JICAとの打合せへの参加
 - エ 担当分野に係る調査報告書（案）の作成、全体の取りまとめへの協力

オ 本格調査を想定した担当分野に係る調査方針及び調査内容の作成

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(2)情報収集・確認調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務計画書

契約約款第2条及び附属書「仕様書」第7条に基づき、契約締結から10日以内に業務計画書を提出する。

和文3部(JICAベナン支所、JICA地球環境部、JICAアフリカ部)

(2) 情報収集・確認調査報告書(案)(担当分野)

和文3部(JICAベナン支所、JICA地球環境部、JICAアフリカ部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

特になし

(4) 必要予防接種 黄熱病(入国に際してイエローカード(黄熱病予防接種証明書)の提示が必要です。)

(5) その他

ア 調査団員構成

本調査における団員構成(予定)は以下のとおり。

(ア) 総括(JICA)

(イ) 協力企画(JICA)

(ウ) 給水施設・事業計画(コンサルタント)

(エ) 表流水開発(コンサルタント)

(オ) 地下水開発(コンサルタント)

イ 本コンサルタントは、調査において1台の車輛を使用する。

ウ 必要に応じて現地にてアシスタントをJICAが備上する予定である。

エ 必要に応じて現地にて通訳(英語 仏語)をJICAが備上する予定であるが、仏語ができることが望ましい。

オ 現地調査期間は、2013年8月21日～2013年9月19日を予定している。